保存版

名瀬小学校
ＰＴＡのご案内

名瀬小学校ＰＴＡは「児童の心身共に健全な成長」を願い、次の具体化に努めています。

1．学校及び家庭・社会の協力提携による教育の充実と向上。
2．よりよい保護者と教師になるための相互の交流研鑽。
3．会員相互の協力・親睦とよりよい社会人としての教養向上。

ＰＴＡ規約第２条（目的及び活動）より

- 名瀬小学校のPTA会員は、名瀬小学校に在籍する保護者と教職員によって構成されています。
- PTA会費は、1ヶ月1世帯あたり300円、8月は免除され、11ヶ月分の3，300円です。年2回引き落としで納めていただきます。年度当初時の総会にて決算報告が行われます。

参加協力のお願い

PTA活動の中には、戸塚区PTA連絡協議会や活動交流会など、外部に赴いて参加する講習会や交流会などもあります。有意義で楽しい講習会も多くありますので、参加をお願いした際には、無理なくご協力のほどお願いします。

PTA総会

PTA総会が年に2回開催されます。
第1回は4月～5月。
第2回は2月～3月に開催されます。
全委員会に出席をお願いしています。

実行委員会

毎月1回開催されます。
（7･8･12･3月はありません）
学校･本部･各委員会より活動報告や検討課題が話し合われます。

【参加者】
学校（校長先生･副校長先生･教務主任）、本部役員、学年･保健委員長および副委員長、広報委員長および副委員長、校外委員長および副委員長（その他地区長、学年代表は基本的に出席の必要はなく、必要に応じて出席）

★10時30分より、3階の会議室で行います。
★事情により委員長、副委員長が出席できない場合は委員でもかまいません。

※ 情勢により、行事や活動内容等が変更される場合もあります。

発行日：2023年3月

本部役員　2ポイント

♦活動内容

・会長（1名）
PTAの代表として学校と協力し、子どもたちにとってより良い環境作りを考え、本部役員･各委員会･PTA会員のサポートをします。また、他校との連携の為、会長会に参加･川上ブロック内の各校の周年行事に参列しています。子どもたちがお世話になっている方々への挨拶など地域とのつなぎ役をしています。学援隊隊長として活動することで、学校や子どもたちと学援隊の架け橋をしています。

・副会長（2名または3名）
会長業務の補佐および学校内でのPTA活動を調整することが主な仕事です。どうすればPTA役員が活動しやすくなるかを考えながら、本部役員や各委員会の委員長･副委員長と連絡を取り合います。PTA総会や実行委員会の進行役、学校との連絡役もしています。主に内部のとりまとめを行っています。

・会計（2名）
PTA会費をはじめとする金銭の出し入れや会計帳簿の作成･保管、会計報告などの会計事務を行います。

・書記（2名）
実行委員会の事前準備や議事録を作成したり、関係書類の文書や掲示物の作成が主な仕事です。

会計監査委員　2ポイント　※2年任期必須

♦構成人数･任期

2名（2年任期）

♦活動内容

会計が適切に管理されているか、年に2回帳簿を確認します。その他、式や運動会などのお手伝いをお願いしています。

学年・保健委員会　1ポイント

♦ 構成人数

学年の児童数が
1～59名の場合1名
60～69名の場合2名
70名以上の場合3名を選出
各学年から学年代表を1名ずつ選出
その中から委員長1名・副委員長1名を選出

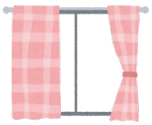

♦ 活動内容

- ベルマークの回収や仕分け作業（年2～3回）
- 4・5・6年生の宿泊体験学習の集金のお手伝い
- 卒業式コサージュ（胸花）加工
- 献血活動や学校保健委員会へ参加（年2～3回）
- カーテン洗濯（年2回）
- 講習会開催
- 給食試食会
- 卒業式前のお掃除ボランティア
- 外部の講習会と講演会の参加

広報委員会　1ポイント

♦ 構成人数

（令和3年度以降の）学年の児童数が
1～59名の場合1名
60～69名の場合2名
70名以上の場合3名を選出
令和2年度入学以前の学年からは各学年から2名ずつ選出し、その中から委員長1名・副委員長1名を選出

♦ 活動内容

- 年間2～3回のPTA会報「なせ」の発行
- 発行に伴う、取材や写真撮影、教職員への原稿依頼・PCによる文書作等
- 運動会の撮影
- 外部の講習会と講演会の参加

指名委員会

学年・保健委員会の一般役職より4名、広報委員会の一般役職より2名、校外委員会の一般役職より2名を選出。校外委員会より選出された2名以外の中から指名委員長1名、指名副委員長1名を選出。その他委員は指名活動の補佐活動を行います。
指名委員会の仕事は11月頃から次年度本部役員・会計監査委員の指名活動、推薦活動となります。

校外委員会　1ポイント

♦構成人数

各地区の各班から地区委員1名選出
地区の地区委員の中から地区長1名

地区長内より委員会の委員長1名・副委員長2名（内1名は名簿担当）スクールゾーン協議会事務局長1名・副事務局長1名・その他を事務局員とします。

♦活動内容

〈地区長〉
・学援隊対面式（登校班顔合わせ）
・登校班引率指導
・スクールゾーン協議会の開催
・はまっこ交通安全教室
・地区懇談会参加（各地区長）
・運動会のお手伝い（前日・当日）
・新1年生振り分け、班編成作業、新名簿の作成
・外部の講習会と講演会の参加

〈地区委員〉
・班との連絡係
・スクールゾーン協議会の危険箇所の報告

活動についてQ&A

Q1：活動回数は決まっているの？

A1：会員の皆様には、お子様の在学中1児童につき1回（1ポイント）以上の委員または役員をお願いしております。学年の児童数により複数回ご協力いただく場合があります。また、校外委員は地区長・地区委員があり、地区長のみ1回とカウントとします。地区ごとの選出のため、役員や委員経験者であっても地域の状況により選出されることがあります。

Q2：ポイントって何ですか？

A2：1回1ポイントと表記してわかりやすく表現しています。呼び方は1回でも1ポイントでもどちらでも同じです。

Q3：本部も委員会も1回（1ポイント）ですか？

A3：本部役員…2ポイント　但し、会計監査委員…2年任期で2ポイント
　　学年学級委員、保健成人委員・広報委員・校外地区長…各1ポイント　としてカウントしています。

Q4：委員会二役免除とは？

A4：本部役員および各委員会の委員長・指名委員長・スクールゾーン協議会事務局長の経験のある方は、次回委員を引き受ける場合、この先5年間の委員会二役（委員長・副委員長）免除を申し出ることができます。令和5年度より角委員会、指名、スクールゾーンの副委員長を担って下さった方は3年間の二役免除を申し出ることができます。

Q5：やむを得ない事情によりPTA活動ができない場合、どうすればよいですか？

A5：特別な事情によりPTA活動ができない場合は、担任を通してPTA会長に相談してください。免除が必要な場合は、「申請書」を提出していただき承認を得てください。申請書は、校長・PTA会長のみ閲覧し、当校PTA個人情報取扱規則に則り適切に管理され、年度末に廃棄処分致します。